

活動のガイド

2026 年度版

2030年ビジョン ~私たちのありたい姿~
「人と人をつなぎ、生きるを支える」



『2026 年度 活動のガイド』目次

■全体概要■

1. 2030 年に向けた ユーコープの活動と組合員組織のありたい姿 …………… P.1
2. 組織と役割…………… P.2

■3 県の概要と組合員活動の状況(比較表)■

3. 3 県の組合員活動の状況(比較表) …………… P.5～P.7
 - (1)事業所数
 - (2)理念・ビジョン活動内容
 - (3)組合員活動委員
 - (4)エリアコーディネーター・エリア会
 - (5)広報・媒体物
 - (6)ユーコープふれんず
 - (7)学びあい・つたえあい
 - (8)その他県ごとの特徴的な活動
 - (9)機関運営(総代関連)
 - (10)その他

■3 県統一制度■

4. コミュニティルーム使用のお約束…………… P.8
 - コミュニティルーム調理器具(包丁・まな板衛生管理) …………… P.10
5. 「店舗くらぶ」について…………… P.12
6. 「商品おすすめ会」について …………… P.13
 - 「商品おすすめ会」で試食を提供する時の注意点 …………… P.14
7. 「おうちCO-OPのつどい」について …………… P.16
8. 2025 年度取り組まれた組合員活動…………… P.17
9. 組合員活動傷害事故・見舞金運用手順…………… P.19
10. 事業所長の組合員関係諸会議について…………… P.20
11. 組合員組織での個人情報管理および利用について …………… P.21
12. 職員のソーシャルメディアに関する基準 …………… P.23
 - ソーシャルメディア利用に関する FAQ…………… P.25

■3 県の組合員活動■

1. かながわ県本部	P.27
(1) 組合員の参加について	
① ユーコープふれんず	P.28
② 学びあい・つたえあい	P.28
③ その他県の特徴的な活動	P.29
(2) エリア会活動について	
① エリアについて	P.31
② エリアコーディネーターについて	P.31
2. しずおか県本部	P.32
(1) 組合員の参加について	
① ユーコープふれんず	P.33
② 学びあい・つたえあい	P.34
③ その他県の特徴的な活動	P.34
(2) エリア会活動について	
① エリアについて	P.36
② エリアコーディネーターについて	P.36
3. やまなし県本部	P.37
(1) 組合員の参加について	
① ユーコープふれんず	P.38
② 学びあい・つたえあい	P.38
③ その他県の特徴的な活動	P.39
(2) エリア活動について	
① エリアについて	P.39
② エリアコーディネーターについて	P.40

1. 2030年に向けたユーコープの活動と組合員組織のありたい姿

めざす3つの姿(2030年以降も継続してめざす姿)

時代の移り変わりや環境の変化がある中でも、ぶれることなく追及していく「ユーコープの活動と組合員組織」の姿

- ・多様な価値を大切に、より共感の深まる活動を進め、組合員の参加と参画を広げます。
- ・組合員一人ひとりの願いに応える「食」「健康」「暮らし^{*}」の情報を、人々のつながりの中で共有し、学びあい・つたえあいます。

※介護、子育て、環境や平和など、生活をとりにくくさまざまなテーマを含みます

- ・地域の環境や条件に応じ、組合員や地域・行政・諸団体などと連携しながら、社会的役割を發揮します。

(1)2030年にユーコープの活動と組合員組織のありたい姿

- ①いつでも・誰でも・気軽に参加でき、幅広い世代へ参加の輪が広がっている
- ②豊かなくらしの実現に向けて、自発的な活動が積極的に行われている
- ③活動に対する認知・共感・参加意向を高め、参加と参画の輪が広がっている
- ④持続可能な地域社会づくりに向け、生産者やお取引先、地域・行政・諸団体と協働している
- ⑤組合員の活動を支えるため、オールユーコープで支援している

(2)主な活動のテーマ

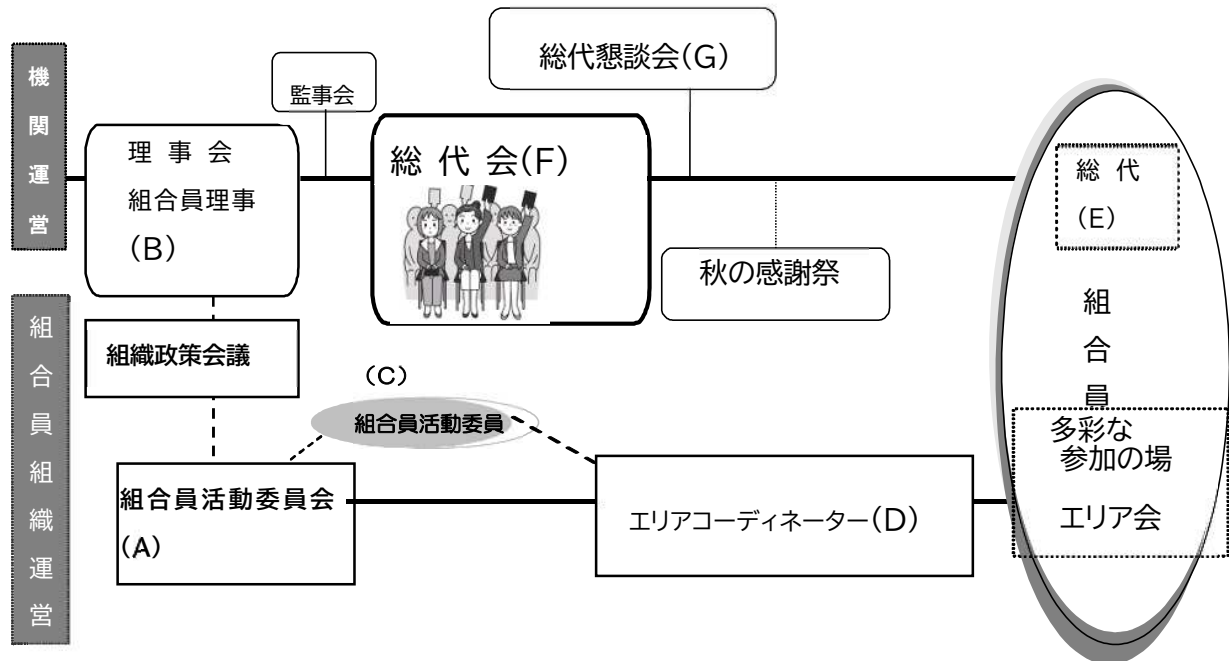
- ①商品活動
- ②健康支援
- ③食の安全・安心
- ④環境問題への対応
- ⑤産直・地産地消の促進
- ⑥子育て支援
- ⑦平和活動
- ⑧社会的支援活動
- ⑨その他(新たな社会的課題や組合員の関心に基づくテーマに、柔軟に対応していきます)

※詳しくは、2022年9月発行の「2030年に向けたユーコープの活動と組合員組織のありたい姿」をご参照ください。

<https://www.ucoop.or.jp/library/ebook/ucoopactive/#page=1>

2. 組織と役割

ユーコープの組合員活動は経営基本方針に基づき、理事会で方針化し、組合員活動委員会の確認のもと、方針を具体的に展開していきます。



A 組合員活動委員会(県ごとに開催)

- 県本部長、組合員理事、組合員活動委員、県本部職員が出席し、総代会方針および理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を、県単位で具体化します。
- 行政や諸団体などとのネットワークを広げ、前項で具体化された課題を県単位で推進します。

B 組合員理事

- ① 組合員の視点で理事会の意思決定に参加します。
- ② 理事会において有識者理事とともに業務執行や財産管理の状況を監視・監督します。
- ③ 組合員が行う活動の方向性について理事会方針との整合性を図ります。
- ④ 行政や諸団体、日本生協連、県連の委員などの役割を担います。

C 組合員活動委員

- 理事会で選任し、1期2年の委嘱契約。総代にはなれません。
 - ① 組合員活動委員会に出席し、総代会方針・理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を県単位で具体化します。
 - ② 県ごとに課題に取り組み、行政や諸団体などとのネットワークを広げます。
 - ③ エリアコーディネーターへ課題を伝え、エリアで具体化するための支援をします。
- * 組合員活動委員の具体的な役割については県ごとに定めます。

D エリアコーディネーター

エリアのサポート役組合員で1期1年の委嘱契約。役割や配置人数などは、各県ごとに定めます。

かながわ P31、しずおか P36、やまなし P40 に詳しく掲載

E 総代

組合員の声をユーコープの運営に生かすため、総代が組合員の代表として、ユーコープの方針や予算などの決定にかかわります。

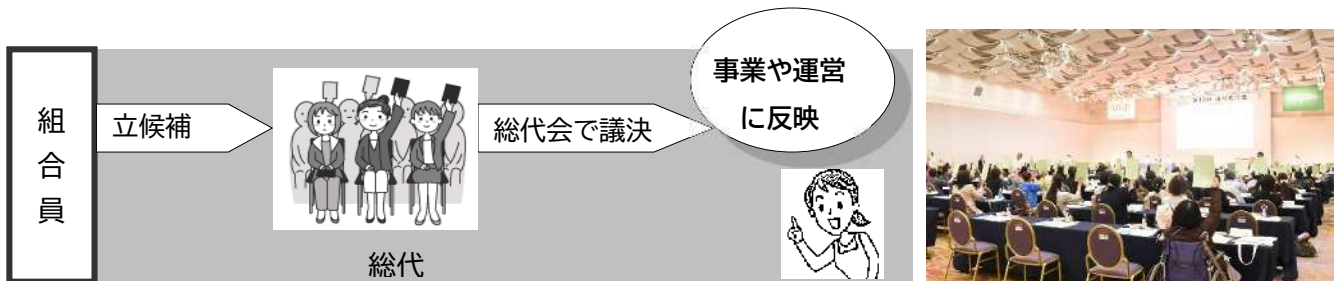
- 懇談の場で意見や感想を出す：ユーコープを利用したり、活動に参加して、感じていることを伝えます。自宅から声を届けることもできます。
- 総代会で議決する：1年間の方針や予算などを決めるため、総代が総代会で議決に参加します。
- 毎日のくらしの中で確認する：利用したり参加をするなかで、組合員の声の商品・サービス・活動に反映されているか、また方針や計画が実現されているか確認します。

任期と定数 任期は1年。定数は定款で定められています。

(2026年は550人(*1表右参照))

募集

年1回立候補を呼びかけます。組合員歴にかかわらず「ユーコープを良くしていきたい」と思う組合員なら、誰でも立候補することができます。



議決の様子
(2025年第13回通常総代会)

F 総代会

- ユーコープで最も大切な会議。総代が参加し、1年間の方針や予算などを議決する場です。通常総代会は毎年6月に開催されます。
- 生協法では、組合員の数が500人をこえた場合は「総代会を設けることができる」とされており、代表(総代)を選び、意見や要望を総代に託して決めることができます。

G 総代懇談会

- ユーコープから総代の皆さんに、事業や活動の取り組み状況を報告します。
- 春の総代懇談会では総代会の議案を検討し、初夏の総代懇談会では総代会の議案の理解を深めます。
- おうち CO-OP やお店などを利用して、商品を使ってみて、また組合員活動に参加して、感じたことや意見を出し合います。出された声を事業や活動に生かします。

***1:総代の定数(2026年)**

選挙区	組合員数	総代定数
神奈川県	1,201,629	303
静岡県	554,240	173
山梨県	64,993	74
合計	1,820,862	550

- ・具体的な総代選出の推進は、選挙区内のエリアごとに総代選出目安数を決めて行います。
- ・総代は各エリアから必ず選出します。

3. 3県の概要と組合員活動の状況(比較表)

※網掛けは3県統一の内容です。

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(1)事業所数			
事業所数(2026年4月1日)	店舗数 大型13、中型24、小型16	店舗数 大型6、中型7、小型1	店舗数 中型1
	宅配センター数 15	宅配センター数 12	宅配センター数 2 配送所 1
	配食センター数 15	配食センター数 10	配食センター数 2
(2)理念・ビジョン活動内容			
理念・ビジョン	基本理念:「人―社会―自然」の調和ある平和な社会の実現に貢献する。 2030年ビジョン:人と人をつなぎ、生きるを支える		
商品活動	商品学習会、産地見学、試食会、アンケートやグループインタビューなどの商品活動を通じて、気軽に商品やくらしの知恵を伝え合えるよう、生産者、取引先、組合員同士の繋がりと商品の輪を深め広げます。		
社会的役割発揮	持続可能な社会の実現に向けて、被災地復興支援の取り組みやフードドライブ・フードバンク活動、ユニセフの緊急募金、みるくぼきん、環境活動、組合員の健康づくりなど、組合員とともに社会貢献活動に取り組んでいます。		
行政・諸団体とのつながり	3県別に、地域の実状に応じて、行政や諸団体とのネットワークを大切に、防災・福祉・環境・食育・平和などの活動を進めています。		
(3)人数・任期			
人数(2026年3月21日現在)	5人	3人	3人
期間と任期	当年3月21日～翌々年3月20日 任期は1期2年		
役割	①組合員活動委員会に出席し、総代会方針・理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を県単位で具体化します。 ②県ごとに課題に取り組み、行政や諸団体などのネットワークを広げます。 ③エリアコーディネーターへ課題を伝え、エリアで具体化するための支援をします。		
会議体	月1回組合員活動委員会	月1回組合員活動委員会	月1回組合員活動委員会
(4)エリア会			
人数(2026年3月21日現在)	55人	28人	6人
1エリア人数	4人	4人	3人
エリア数	16エリア	9エリア	2エリア
期間と任期	当年3月21日～翌年3月20日 任期は1期1年		
エリア内の会議体	月1回地区運営会議 エリアコーディネーター会議	月1回地区運営会議 エリアコーディネーター会議	月1回エリアコーディネーター会議
エリア会の商品試食費補助について	①エリア会のつどい・企画における商品試食費補助金額は「1人300円(税込)×計画人数」を上限とします。商品試食費が超過する場合は、参加者から参加費をいただくなど運用します。 ②食べ知るコープ:「見て・触れて・食べて(使って)・学ぶ」をコンセプトにユーコープで扱う商品を試して、その特徴や良さを知り、各自のニーズにあう商品選択を支援する場として開催します。食べ知るコープの開催は、商品を中心とした具体化として、商品試食費補助金額は「1人500円(税込)(計画人数)を上限、1企画10,000円(税込)まで」開催回数は年2回までとします。ただし、一回の同一企画を複数会場開催可とします。		
(5)広報・媒体物			
共通で発行	機関誌mio 発行:前月最終週の月曜日		
県別イベント情報	イベント情報紙 ぶらすmioかながわ県版	イベント情報紙 ぶらすmioしずおか県版	イベント情報紙 ぶらすmioやまなし県版
その他県別媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・ポッケアプリ ・インスタグラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・ポッケアプリ ・インスタグラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーコープふれんずメンバーに「ユーコープふれんず通信」を年4回郵送 ・ホームページ ・ポッケアプリ ・インスタグラム

3. 3県の概要と組合員活動の状況(比較表)

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(6)ユーコープふれんず			
数(2026年3月21日)	ユーコープふれんず159 メンバー数1187人	ユーコープふれんず98 メンバー数750人	ユーコープふれんず25 メンバー数164人
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーコープを通じて、くらしをより豊かにするために、一人ひとりの思いや願いを持ち寄りみんなで形にしていく場。 ・3人以上の組合員で登録し、例えば、料理・手芸・子育てなどをテーマにくらしを楽しむ活動や、平和・環境・福祉など社会的なテーマに基づく活動があります。 ・これらの活動は、商品の試食などを通じてユーコープの取り組みや商品への関わりを大切にします。 		
共通の制度	<ul style="list-style-type: none"> ①ユーコープの集会室を優先的に使用 ②有料会場費支援 1回1,000円(税込)を上限、年間10,000円(税込)までとし、回数制限は設けない ③組合員活動傷害事故見舞金制度 		
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ①組合員でも未組合員でも登録できますが、1チーム3人以上の組合員で登録します。 ②メンバー構成は未組合員の割合が過半数とならないようにします。 ③メンバーの過半数が他のユーコープふれんずと重複する場合は登録できません。 		
商品活動への補助	<ul style="list-style-type: none"> ①メンバー1人当たりの補助金額は1回200円(税込)、年間回数12回を上限とします。 ②1チームの年間上限金額は20,000円(税込)とします。 *しずおかは現在1チーム年間30,000円(税込)の中で試食品代補助と会場費支援を行っています。例えば、試食商品補助20,000円(税込)+会場費支援10,000円(税込)のようになります。 ③補助の対象は未組合員も含めたメンバー全員とし、多くの人へ広く有効に活用できるようにします。 *未組合員は「商品のおためし」という意味合いで、登録1年目(年度ごとで起算)は試食品代を補助しますが、2年目からは補助の対象外とします。 		
(7)学びあい・つたえあい			
制度の内容	<p>組合員が持つ多彩なキャリアを生かして、組合員同士がお互いに「知っていること、知りたいこと」を、気軽に「学びあい・伝えあい」ことで、楽しみながら豊かなくらしやつながりを広める一助となるための制度。講師料は1回2～3時間を目安に5,000円(税込)。</p>		
講師数(2026年3月21日)	14人	33人	5人
(8)その他県ごとの特徴的な活動			
福祉たすけあい	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしたすけあい活動(ちょぼら) ・たすけあいネットワーク窓口センター ・リングリングの会 ・ワーカーズコープ 	・NPO法人ワーカーズコープ夢コープと連携	
子育て支援(2026年3月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば4店舗 ・一時保育サポーター制度(保育サポーター登録37人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい♪子育てひろば3店舗 ・一時保育サポーター制度(保育サポーター登録69人) 	・一時保育サポーター制度(保育サポーター登録17人)
灯油運動	取り扱い終了	13社と提携 11月～3月 半月に1回灯油価格の決定	取り扱いなし
被災地復興支援の取り組み	<p>2026年度「被災地復興支援」基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「東日本大震災を忘れないこと」②「被災地の支援を続けること」③「正確な情報発信で伝えること」④「身近な地域の防災・減災を考えること」 ■「ふくしま復興応援協力金」を継続し、県本部主催の「福島訪問」や「福島ふれあいサロン」の活動、「福島県東日本大震災こども支援基金」に活用します。 ■コープふくしまの「ふれあいサロン」への地域名産品・メッセージカードを贈る取り組みについては、3県本部が当番制で定期的に実施します。 ■石川県能登への支援は、被災地域の状況を確認しながら継続した支援を進めます。 ■台風や大雨など新たな自然災害が発生した場合の緊急募金に取り組みます。 ■被災地生協からの要請がある場合、職員・組合員の被災地支援ボランティアを派遣し、現状を知り伝える活動に取り組みます。 ■被災地の経験を地域の防災・減災活動で生かし、自主防災の意識を高めるための情報を提供します。 		

3. 3県の概要と組合員活動の状況(比較表)

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(8) その他県ごとの特徴的な活動			
平和関係	<ul style="list-style-type: none"> ピースリレー ・3・1ピキニデー ヒロシマ・ナガサキスタディツアー 平和のつどい ・原爆と人間展 ・戦争展inよこはま 	<ul style="list-style-type: none"> 平和行進、3・1ピキニデー、9・23焼津行動など開催に向けた静岡県生協連と一体した参画 ヒロシマ・ナガサキ平和の旅(事前説明会、振り返りの会も実施) ピースアクションinしずおか企画(動画制作、宅配利用の児童クラブへ紙芝居の提供の提案とプレゼントなど) 地域の平和の取り組み活動 	<ul style="list-style-type: none"> 平和行進 ・原爆の絵展 ・平和を願う山梨戦争展 ヒロシマスタディツアー 3・1ピキニデー 山梨母親大会への協力など 「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネル展示
	・オンライン ピースアクションinヒロシマ・ナガサキ、ピースアクションinオキナワ		
平和の活動募金	<ul style="list-style-type: none"> ■取り組み期間:毎年3月1日～翌年2月28日(うるう年は2月29日) 支出対象の一例 ■しずおか県本部が実行委員として参加する3・1ピキニデーと9・23焼津行動:組合員参加者の交通費・昼食代の一部、運営参加者の交通費など ■上記以外に組合員活動委員会が確認された活動、原爆と人間展(かながわ県本部)、山梨戦争展(やまなし県本部)など 		
	<ul style="list-style-type: none"> ヒロシマ・ナガサキ平和スタディツアーに活用 「原爆と人間展」開催のための支援 エリア会や地域の平和の取り組み活動 	<ul style="list-style-type: none"> ヒロシマ・ナガサキ平和の旅 参加費の補助、事前説明会や振り返りの会交通費実費の補助 平和行進、3・1ピキニデー、9・23焼津行動など開催の費用(分担金) ピースアクションinしずおか企画の実施費用(平和の紙芝居や動画制作、児童クラブへのプレゼントなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ヒロシマスタディツアーに活用 3・1ピキニデー組合員参加に活用 平和を願う山梨戦争展分担金 「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネル展示に活用
地域でのまつり (虹のまつり・地域ふれあいまつりなど)	<ul style="list-style-type: none"> エリア会や実行委員会が主体となり、地域の行政・諸団体主催のまつりに出展 	<ul style="list-style-type: none"> 虹のまつり(組合員3人以上で実行委員会を結成して開催。店舗開催、地域開催ともに3万円上限に財政支援をする) その他、地域の行政や諸団体主催のまつりにご案内ルームと一緒に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の日記念行事に出展 昭和町「エコしようわ」に出展 山中湖村「山中湖村環境デー」に出展
ユニセフ活動	<p>生活協同組合の「助け合いの精神」と、ユニセフの「子どもたちの支援」という考え方が一致していることから、組合員の皆さんとともに支援活動を進めています。</p> <p>ユーコープを通じてご協力いただけるユニセフ募金は「一般募金」の他、特定の活動分野や地域を指定して支援する「指定募金」(※)、自然災害や紛争地域等で被災した子どもたちを緊急に支援する「緊急募金」があります。</p> <p>募金は、お買物もの注文書やふれんずからの募金、ポイントを使った募金、店頭募金箱での募金を年間を通じて受け付けている他、ハンド・イン・ハンド街頭募金などに取り組んでいます。</p> <p>(※)2024年1月～2028年12月までの5年間は「ガーナの児童婚を終わらせる指定募金」に取り組みます。</p>		
その他さまざまな募金活動	<p>緊急募金…国内外の自然災害などで被災された方々の早期の復旧・復興を支援するための募金です。送付先としては、日本生協連、ユニセフ、日本赤十字社、赤い羽根共同募金などへの緊急募金毎に支援先を決めて実施します。</p> <p>「書き損じハガキ・未使用切手 寄付活動」…ご家庭にある書き損じハガキ、未使用切手・ハガキなどを回収専用封筒で送っていただき、集まった資源は換金し、経費を差し引いた後、募金として「子どもの貧困や教育」の支援活動を行っている、神奈川・静岡・山梨県内の諸団体へ寄付し、支援活動に役立てられます。</p> <p>「みるくほきん」…CO・QPマークの牛乳1リットルご利用につき1円と組合員からお寄せいただいた現金・ポイントの募金は、ユニセフの「ガーナの児童婚を終わらせる指定募金」と国連WFPの「学校給食支援」を通じて世界の子どもの支援活動に役立てられます。(毎年6月1日～8月31日実施)</p> <p>「うなぎほきん」…組合員からお寄せいただいた現金・ポイントの募金は、世界で初めてニホンウナギの完全養殖に成功した国立研究開発法人「水産研究・教育機構」のニホンウナギの稚魚を育てる研究費用として役立てられます(毎年土用の丑の日に合わせて実施)。</p> <p>「ユニセフ・平和・フードバンク募金」…それぞれ単体での募金も実施、定期と通常の募金方法があります。</p>		
(9) 機関運営(総代関連)			
総代の役割	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の目で確認する。 方針に対して意見を出す。 総代会で議決する。 		
総代選出	<p>総代定数550人 ※2026年定数 (神奈川県303人) (静岡県173人) (山梨県74人)</p> <p>エリアコーディネーターと県本部・エリア事務所パート職員を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。</p> <p>エリアコーディネーターと県本部・地区事務所パート職員を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。</p> <p>エリアコーディネーターと県本部を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。</p>		
総代会までの流れ	①6月～7月 総代選挙 ②9月 総代オリエンテーション ③2月～3月 春の総代懇談会 ④5月 初夏の総代懇談会 ⑤6月 通常総代会		
総代への情報提供	総代つうしん、ホームページ「総代ルーム」(総代のみ閲覧)、ユーコープ感謝祭、総代限定企画		
(10) その他			
一時保育サポート	対象年齢:生後6カ月～未就学児		
	活動のガイド、商品活動のしおり		
組合員活動についてのガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> エリア会のてびき ユーコープふれんずのしおり 	<ul style="list-style-type: none"> エリア会活動のしおり ユーコープふれんずのしおり 学びあい・つたえあいのしおり 	<ul style="list-style-type: none"> ユーコープふれんずのしおり オープン企画のしおり
店舗コミュニティルームの使用料	<p>組合員の活動については無料</p> <p>諸団体が使用する場合は1室につき1時間500円</p>		

4. コミュニティルーム使用のお約束

1.【使用目的】

コミュニティルームは、組合員のくらしを守り豊かにするために、組合員が気軽に交流し合い、活動を通じて地域社会の生活、経済、文化の向上に役立つように使用します。

2.【使用許可】

(1)理事会決定の諸会議以外の使用については事業所に申し込み、所属長が「コミュニティルーム使用のお約束」に基づき許可します。

(2)以下に該当する場合は使用できません。

- ①コープ以外の物品販売目的の利用
- ②特定政党への支援活動、または候補者の支援活動
- ③特定団体の営利活動のための会合
- ④布教を目的とした活動
- ⑤重量物・危険物の持ち込み
- ⑥その他管理責任者がコープとして取り組むことが適切でないと判断したもの

3.【使用優先順位】

使用申し込みが、重複した場合は以下の優先順位によって使用を許可します。

- (1)理事会・組合員活動委員会が必要と認める会議及び催し
- (2)年間で日程が確定している業務上必要な会議及び計画された行事
- (3)エリアコーディネーターが主催または共催(実行委員会含む)する会議及び催し
- (4)ユーコープふれんずの活動
- (5)(4)以外の組合員の自主活動
- (6)諸団体の使用(*1)

*1:諸団体の活動とは、主催や集まりの目的がユーコープの諸活動でない場合です。(そのメンバーの構成員に組合員がいるかないかではありません)

4.【使用時間】

(1)使用時間は午前9時より午後8時(小型店は午前9時より午後7時)とします。

*休憩室のない小型店の場合、職員・パート職員の休憩時間中は使用できない場合があります。

*使用時間については、所属長が必要と認めた場合、時間外の使用を認める場合があります。

(2)事業所の休業日は使用できません。ただし、所属長が必要と認めた場合、使用を認める場合があります。

5.【申し込み】

(1)申し込みの受付は、所属長の管理とします。基準は下記のとおりとしますが、所属長の判断により運用を変更する場合があります。

(2)3.の(1)(2)(3)以外については、原則2ヵ月前から申し込みを受け付けます。

(6)の諸団体の申し込みは原則1ヶ月前からの受付とします。

利用回数については1ヶ月2回までとします。

6.【備品の管理】

コミュニティルームの備品管理は所属長とします。

7.【コミュニティルームの使用料】

- (1) 諸団体が使用する場合は1室につき1時間500円とします。尚、使用料の有無について、所属長の判断により運用を変更する場合があります。(諸団体の使用以外は無料)
- (2) 使用料は店舗サービスカウンター(受付)で精算します。
*事後精算を基本としますが、事前精算をお願いする店舗もあります。
- (3) 諸団体の使用以外は無料とし、冷暖房費などの費用も徴収しません。

8.【管理責任者】

管理責任者は、所属長とします。所属長不在の場合は代理の者とします。

9.【コミュニティルーム使用日程表】

事業所の受付に日程表を備え、事業所が管理します。

10.【使用上の注意】

コミュニティルーム使用者は次のことを遵守して使用しなければなりません。

- (1) コミュニティルームでの飲酒及び喫煙はしないこと。
- (2) 使用後は清掃し、使用した器具、備品を原状に戻し、チェックリストで点検し店舗サービスカウンター(受付)に終了届けを提出します。
- (3) ガス栓、ストーブ、湯沸し器などの火の始末について特に注意すること。
- (4) 持ち込んだ備品やゴミなどについては持ち帰ること。
- (5) 以上の事項が守れない場合は使用をお断りする場合があります。

11.【損害の弁償】

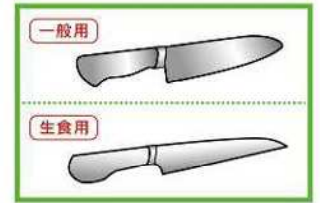
施設、器具、備品に損害を与えた場合は、その損害について使用者に全額弁償していただきます。

2015年3月21日施行
2016年3月21日改定

休憩室・ コミュニティー ルーム用	ユーコープ 衛生管理基準書	施設設備・機械器具の衛生管理		
		調理器具	包丁(コミュニティールーム用)	
現場責任者		店長	管理表	有・無

◆ あるべき姿

- ・蓄積した汚れが無いこと
- ・サビが無く、切れ味がよいこと(研がれている)
- ・残渣の付着が無いこと
- ・殺菌保管庫等で保管していること
- ・刃こぼれが無いこと
- ・刃と柄が一体型の包丁を使用していること
- ・生食用・一般用で使い分けされていること



◆ ポイント

- ・刃、柄、付け根をしっかりと洗浄する
- ・洗浄後、使用前に刃、柄、付け根をしっかりと除菌する
- ・保管の際は、水気を十分に拭き取る(サビ防止の為)

◆ 洗浄準備

頻度	その都度	目安 (時間)	3分	実施 担当者	主にパート・アルバイト
洗浄剤	使用容器	希釈方法			洗浄用具
 パフォーミー	 400mL ポンプ容器	 ① 原液をポンプ容器に 詰め替える			 スポンジ(青) ペーパータオル
 パワースキッシュ	 600mL スプレー容器	 ① 原液をスプレー容器に 詰め替える			

◆ 洗浄・除菌手順

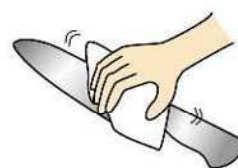
※2時間ルールに沿って、少なくとも2時間に1回洗浄します



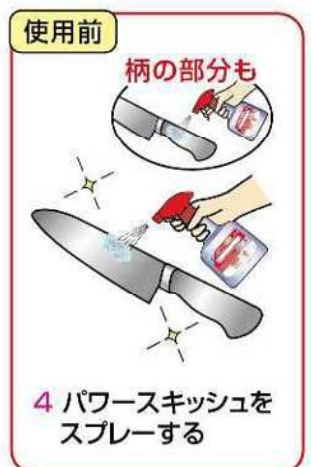
1 パフォーミーをスポンジ(青)につけて洗う



2 流水ですすぐ



3 ペーパータオルで水気を拭き取る



4 パワースキッシュをスプレーする

休憩室・ コミュニティー ルーム用	ユーコープ 衛生管理基準書	施設設備・機械器具の衛生管理		
		調理器具	まな板	
現場責任者		店長	管理表	有・無

◆ あるべき姿










- ・大きなキズやへこみが無いこと
- ・着色やニオイが無いこと
- ・カビが無いこと
- ・生食用・一般用で色分けされ
使い分けされていること
- ・作業完全終了後、洗浄・除菌を終え乾燥できる
状態で保管されていること



◆ ポイント

- ・ブラシ(青)でタテ・ヨコ・ナナメ・側面を洗う
- ・こまめにチェックし、キズが深い場合は削る、又は交換する(キズが深くなると十分な洗浄・除菌ができないため)
- ・裏面、側面、取っ手の穴も洗う
- ・洗浄後、使用前に表裏、側面をしっかりと除菌する

◆ 洗浄準備

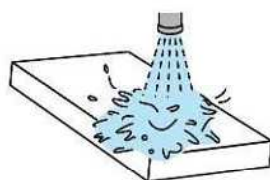
頻度	その都度	目安 (時間)	5分		実施 担当者	主にパート・アルバイト
			作業終了時	35分		
洗浄剤	使用容器	希釈方法				洗浄用具
 パフォーミー	 400mL ポンプ容器	 ① 原液をポンプ容器に 詰め替える				 スポンジ(青)  ペーパータオル
 パワスキッシュ	 600mL スプレー容器	 ① 原液をスプレー容器に 詰め替える	 ※パワスキッシュは 水気のない状態で スプレーする			

◆ 洗浄・除菌手順

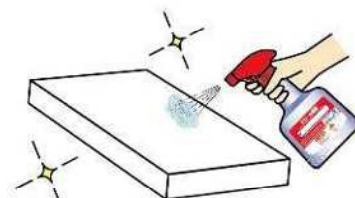
※2時間ルールに沿って、少なくとも2時間に1回洗浄します



1 パフォーミーをつけたスポンジ(青)でまな板の表裏、側面、取っ手の穴を洗う



2 流水ですすぐ



3 ペーパータオルで水気を切り、パワスキッシュをスプレーする

5. 「店舗くらぶ」について

1. 位置づけ

- (1)組合員の「店舗を応援したい、支えたい」という想いを実現するために、組合員自身が自主的に店舗と連携を図りながら活動を行うための制度です。
- (2)店舗を応援することを目的として定め、組合員の自主的組織である「ユーコープふれんず」とは異なる位置づけとします。

2. 結成と構成

- (1)1店舗につき、1店舗くらぶとします。
- (2)事務局は店長が担います。
- (3)組合員3人以上で結成できます。結成にあたり、メンバーの名簿を店長が県本部に提出します。
- (4)窓口になる方(1名)と会計を置きます。リーダーなどはメンバーで相談して置くことができます。
- (5)登録は出入り自由です。参加を希望する組合員はだれでもメンバーになることができます。
- (6)職員、組合員理事、組合員活動委員、エリアコーディネーターは登録できません。
*店舗くらぶのメンバーは、ユーコープふれんずにも登録できます。

3. 活動

- (1)活動の内容は、メンバーが主体的に店長と相談して決めます。
- (2)店舗を応援・支える活動であれば(営利目的や経費補填などでない活動)、活動内容は問いません。たとえば、商品の店頭試食、クイズラリー、店頭商品学習会、チラシやPOPづくりなど。

4. 財政

- (1)財政は、県本部の教育文化費から年間3万円を上限に以下の費用について支出することができます。
 - ・メンバーの試食品代(定例会での試食品など)
 - ・活動に必要な消耗品、活動のお知らせに関わる作成費用
 - ・メンバーの交通費(実費)、通信費など
 - ・店舗の周年祭の出展に関する費用
- (2)店内での商品おすすめ活動に使用する試食品は、「商品おすすめ会」の制度を使います。
- (3)財政については毎月1回、店舗へ「月間活動報告書」と「支援金管理シート」を提出し報告を行います。

2015年3月21日施行
2026年3月21日改定

6.「商品おすすめ会」について

1. 位置づけ

店舗や地域で不特定多数の方を対象に、「お気に入り」「ぜひ知ってほしい」ユーコープの商品を広くお知らせする活動です。

2. 結成と構成

組合員3人以上で結成できます。開催する店舗の職員・パート職員はメンバーとして登録できません。

3. 開催の手順

- (1)前もっておすすめしたい商品、希望日・場所などを事業所(店長)にご相談ください。
- (2)3人以上の組合員をひとつのグループとして、3,000円(税込)までの試食費用(試食にかかる皿や箸などの消耗品を含む)を援助します。同じグループ(構成する人が同一)で行える「商品おすすめ会」は月1回までとします。
- (3)開催当日は、まず「おすすめ商品」を選んで、サービスカウンターで経費処理を済ませてください。
- (4)「商品おすすめ会」終了後、開催報告書を組織運営課に提出していただきます。
*商品おすすめは、ご来店いただいた方々に行います。
- (5)事業所以外(公民館・マンションの集会場・コープケーション・まつりでのおすすめ会など)で行う場合は、各県本部までご相談ください。

5. 注意点

- (1)主催する組合員の交通費や昼食費には使えません。
- (2)商品おすすめ会とユーコープふれんずの財政支援の併用はできません。
- (3)同一メンバーによる開催は月1回とします。
- (4)別紙「商品おすすめ会で試食を提供する時の注意点」に従って開催してください。

2024年3月21日施行

2026年3月21日改定

「商品おすすめ会」で試食を提供する時の注意点

ユーコープ「食品衛生管理マニュアルより」

おすすめ会を開催する店舗での試食ルールに従って「商品おすすめ」に取り組みましょう。

1. 試食の準備をするとき

- ◆試食品の調理加工に携わる人は、必ずマスクを着用して、手洗いの方法(次頁)を順守してください。
※体調を崩している方は店長への連絡をお願いします
- ◆包丁、まな板及び器具類、ふきんは、すべて店舗にあるものを使用します。
- ◆調理加工、盛り付けをする際は提供する直前(30分以内)に行います。
- ◆要冷商品の試食は、氷・蓄冷材を用いて、品質劣化を防止します。
- ◆盛り付け皿は、洗浄殺菌済み又は使い捨てのものを使用します。カップ・箸・楊枝等は使い捨てのものを使用します。

2. 試食品を提供するとき

- ◆おすすめ会は必ず有人試食とします。
- ◆試食品を提供する人は、手洗いを行い、マスクを着用してください。
- ◆使用する器具などは定期的に消毒を実施してください。併せて、組合員用の消毒用アルコールを設置して、組合員自ら手指を消毒できるようにします。
- ◆試食品は試食する人が直接食品に触れないように、爪楊枝をさしておく、小皿に盛り分ける。個包装のものは、そのまま提供する等、提供方法を工夫します。
- ◆試食台は、フード付きの試食台を使用するか、試食品にふた、ラップ等を使います。
- ◆試食品の更新は、調理品にあつては30分以内ごとに、常温管理食品(スナック菓子など)は60分以内ごとに行い、残品は廃棄します。
- ◆ゴミ箱を設置します。ゴミの廃棄についてはマスクや手袋を着用して実施します。ゴミはビニール袋等に入れて密閉して縛り、店長の指示に従って廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗いを行ってください。
- ◆その他、店長の指示に従って実施してください。

3. 情報の表示

- ◆試食用ポップを使い、試食される方への情報提供等を行います。
- ◆試食品の原材料名にアレルギー物質(えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ))の表示がある場合は、その旨をポップでお知らせします。
- ◆また、「お子様は保護者の方が付き添ってください」の表示を行います。



細菌は増えますので、「火を使った調理でも安全」とは言いきれません。
試食はすぐ食べるようにし、残った材料・料理は持ち帰らないことが基本です。
前日からの調理品については、試食品として出せません。

手洗い手順 (石けん液)

SARAYA



手指消毒手順 (アルコール消毒液)

SARAYA



●手洗いの方法

- ① 時計、指輪等はずし、袖を肘まで上げる。
- ② 水道水で手を濡らして、石鹸を十分つける。
- ③ 手のひら、甲をよくこする。
- ④ 左右5本の指を互いに組み合わせてこする。
- ⑤ 親指と手首をねじり洗いする。
- ⑥ 流水で石鹸を流し、ペーパータオルで拭く。
- ⑦ アルコールを噴霧し、揉み込んで乾燥させる。

7.「おうちCO-OPのつどい」について

1. 目的

- (1) 組合員活動と事業(全事業)との連携の場とします。
- (2) 組合員が事業に関する声を直接事業所長に届ける場とします。
- (3) 事業所長は組合員の声を直接聞き、答え受けとめる場とします。
- (4) おうちCO-OPの具体的な利用について、組合員に伝え理解を深める場とします。

2. めざすこと

- (1) 事業所長が参加者からの意見や質問・要望など生の声を聞き、今後の事業や運営に生かします。
- (2) 組合員の気軽な会話を聞き、それを今後の事業や活動のヒントにするとともに、組合員同士のつながりから、新たな参加者の輪を広げます。
- (3) コープ商品を中心にした試食を通じて、商品に関する声を収集するとともに、紙面でのコメントやコトPOPなど、事業につなげます。
- (4) おうちCO-OPの DVD 視聴、カタログの見方、ポイントの貯め方、マイシィ、eふれんず+ポッケアプリの登録・利用の仕方・操作方法など実際にPCを使用した説明を行い、組合員がより利用しやすくなるようにします。
- (5) ユーコープの認知度を向上させるとともに、全事業の利用拡大をつなげ、組合員のくらしに役立つ取り組みとします。

3. 進め方

- (1) エリア会が主催し、事業所長と調整の上、日時・場所などを設定します。
- (2) かながわは、複数のエリア合同開催も視野に計画化します。
- (3) 統括 Mgr は全宅配センターで開催できるように支援・援助を行います。
- (4) 告知は、ニュース・ポスター・HPなどで行い、幅広い年齢層の参加を目指します。
- (5) 司会・進行はエリアコーディネーターが行います。参加者全員が気軽に声を出しやすいように、組合員自身の利用体験を語り合うなど、運営を工夫します。
- (6) 試食も交えて参加者同士の交流が深まるように進めます。
- (7) 事業所からは、おうちCO-OPでの取り組みや改善事例、より利用しやすくなるように事例の紹介などについて、説明を行います。
- (8) 事業所長は組合員の交流の輪に入り、会話や声に耳を傾け、必要に応じて出された質問・意見にはその場で回答し、参加組合員の満足度を高めます。
- (9) 参加者には当日アンケートを記入してもらいます。
- (10) 各エリアの開催回数は年1回を基本とします。ただし、複数の宅配センターにまたがる場合は複数開催の場合もあります。

4. 参加対象者 エリアコーディネーター、センター長、組合員、未組合員

5. 会場 地域の状況に応じて、宅配センター・店舗・公共施設を使用します。

6. 費用 3 県一律の取り組みとして実施し、一人当たり試食代を一律とします。 参加予定者数×300 円(税込)の試食代と会場費をエリア会財政より支出します。

8. 2025年度取り組まれた組合員活動

2025年は、被爆・戦後80年の節目であり、平和への取り組みが各地で積極的に取り組まれたほか、国連が2025年を国際協同組合年に定めたことから、生協、農協、漁協などさまざまな協同組合が連携し、イベント開催や啓発活動を通じて、協同組合の価値をアピールしました。

神奈川県内の取り組み



「2025 PEACEコンサート ～えがおつながるハーモニー～」を開催

「2025PEACE コンサート～えがおつながるハーモニー～」を鎌倉芸術館で開催し、728名の参加がありました。毎年、横浜市消防音楽隊と連携して開催している参加者から好評なコンサートを、2025年は被爆・戦後80年ということで、平和の大切さを考えるきっかけとの場となるよう企画し、幅広い世代の参加がありました。



JA横浜本郷支店「農業まつり」に参加

JA横浜本郷支店(横浜市栄区)で開催された農業まつりにエリア会が初出展しました。ユーコープのブースは、「食べよう！野菜。1日350gとれていますか？」をテーマに、CO・OP野菜の美味しいスープの試食と、スープ1食に含まれる75gの生野菜の展示を通して「食DE健康、の取り組みのお知らせを行い、協同組合間のつながりを強める機会となりました。



ユーコープ秋の感謝祭かながわ会場をワークピア横浜で開催

ユーコープ秋の感謝祭かながわ会場をワークピア横浜で開催し、644名の参加がありました。試食を中心とした感謝祭は、かながわではコロナ前以来7年ぶりの開催で、コープ商品の試食はもちろん、クイズやおうちCO-OPの配達仕分け体験、また健康測定など、ユーコープのことが楽しく体験できるブースを多数用意しました。お取引先の出展もあり、ユーコープ職員やお取引先の皆さんが、組合員と交流できる貴重な機会となりました。



静岡県内の取り組み

「想像以上の寄贈にびっくり！」 すべての児童・生徒に笑顔を「スタディドライブ」

かながわエリア会が取り組む「スタディドライブ」事例を学び、2025年富士市と浜松市の社会福祉協議会を寄付先として取り組むことが決まりました。呼びかけを始めると、回収箱を目指して来店いただく組合員さんも多く、店舗の皆さんには何度も回収箱を整理していただきました。この結果、合計265kgもの資源が寄せられ、エリア会はもちろん、寄贈先の社会福祉協議会の皆さんも「想像以上の寄贈に驚きました」「新しい生活を迎える前の恒例行事にできれば」などの感想が寄せられました。2026年は富士市・浜松市に静岡市を加えて、静岡県内3市で取り組みます。



利用する配達コースのトラックに「コーすけのぬりえ」 トラックの到着を家族で待っていました♪

夏の恒例行事となっている、伊豆センター「ぬりえトラック」事例を学び、12月に中部3エリア会と牧之原センターが実施しました。牧之原センターを出発する、ぬりえトラックは70台！！クリスマスやお正月の予約注文を呼びかける中、組合員家族皆さまが宅配トラック周辺に集まり、自身の作品を見つけて記念写真を撮るなど喜んでいただきました。



「子どもにもやさしく声をかけてくれる」収穫体験 取り組みの実績が実り「まるごと産直」締結

大井川近くの畑では「グリーン・プログラム オレ達のえだ豆」が生産されています。毎年7月初旬、非常に多くの応募の中から当選された組合員家族の皆さんが参加し、収穫体験だけでなく、商品になるまでの作業工程の体験や作業場に敷かれたブルーシートに座って生産者の皆さんと一緒に、枝豆をほおぼりながら交流を楽しみます。このような取り組み事例が実り、株式会社 鈴生様と2025年静岡県で初めて「まるごと産直」締結がされました。



山梨県内の取り組み

「平和のバスツアー」を開催

被爆・戦後80年～長野県松代大本営象山地下壕と、戦没画学生慰霊美術館「無言館」を訪れ、平和の大切さや尊さについて考えるバスツアーを実施し、20名にご参加いただきました。当日は、コープながのから4名の理事にご協力いただき、松代大本営象山地下壕見学のガイドをしていただきました。協同組合間連携としての企画となりました。



SDGs なクリスマス！芋つるでリースづくり開催

さつまいも収穫体験で収穫したさつまいものツルを使って、クリスマス用のリースを作りました。当日は親子6組13名にご参加いただきました。中にはさつまいも収穫体験へも参加をしていただいた方もおり、「いもほりも参加させてもらったので、リース作りもできてすごく良かった。子ども達の食育としていい経験ができた」とお声をいただきました。



みみでぼかぼか 郷土料理 DE 温活を開催



学びあい・つたえあいサポーターの笠井 敬子さんを講師にお招きして山梨の郷土料理「みみ」の料理教室を開催しました。当日は5組13名にご参加いただきました。関田農園の長ネギを使用して温活効果が期待できる商品学習も行いました。参加者からは「子どもたちと調理して楽しい時間でした。家でも作ってみようと思います」などの声をいただきました。



食 DE 健康とは、「健康と食生活」をテーマに組合員とその家族の健康づくりを応援する取り組みです。宅配、店舗、組合員活動。商品検査センターなどさまざまな場所で「食 DE 健康」の取り組みをしています。

9. 組合員活動傷害事故・見舞金運用手順

組合員活動中に発生した傷害事故の「お見舞い金」と、賠償責任事故の「損害賠償」の制度の運用手順です。

1. 適用範囲

- (1)対象 ①ユーコープ主催、および他団体と共催の諸行事に活動参加した組合員とご家族。
②ユーコープ主催の諸行事に協力参加した地域諸団体会員。
※適用範囲は諸行事に参加中の傷害事故および賠償責任事故です。ただし傷害事故は、ご自宅から諸行事の会場へ向かう途中、また会場から帰宅する途中に発生した場合も含まれます。
- (2)対象外 ①諸行事に参加する不特定多数の一般組合員
②店舗・おうちCO-OP・その他サービスで商品を利用中の組合員。

2. 見舞い金・賠償額の請求手続き

(1)事故の受け付け

- ①主催者→かながわ県本部・しずおか県本部・やまなし県本部へ連絡します。
②県本部担当者は「事故通知(証明)書」に記入→機関運営部 組織運営課へ提出します。
③機関運営部 組織運営課より保険会社に必要書類を郵送します。

(2)見舞い金の請求

傷害事故の場合、受付後1～2週間程で、必要書類が保険会社より直接、組合員に送付されます。
組合員本人に請求手続きをしていただきます。

(3)賠償額(示談金額)の請求

機関運営部組織運営課が相手側と交渉を行い、請求手続きを行います。

3. 附則

この手順の改廃については組合員活動を管轄する部長決済とします。

2020年1月21日

<参考>

1. 傷害事故…急激かつ偶然の外来の事故によって、身体に障害をこうむった場合。
2. 賠償責任事故…組合員活動中に発生した事故が原因で、参加中の組合員および他人の、身体および財物に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合。

3. 見舞い金・賠償額を支払わない場合

(1)傷害事故

- ・故意によるケガ
- ・自殺、犯罪、けんかによるケガ
- ・疾病・脳疾患・心神喪失によるケガ
- ・自動車などの無資格運転、酒酔い運転によるケガ
- ・地震、噴火、津波などの天災によるケガ
- ・他覚症状のないむちうち症、腰痛など
- ・その他

(2)賠償責任事故

- ・故意によって生じた賠償責任
- ・組合員個人が私生活を営むにあたり負担する賠償責任
- ・同居する親族に対する賠償責任
- ・心身喪失中の損害賠償責任
- ・自動車・船・航空機に起因する賠償責任 他

4. 保険約款との関係

本制度は損害保険会社と保険契約を結び傷害保険普通保険約款、賠償責任保険普通保険約款
その他特別約款・特約条項の規定により運営されます。

10. 事業所長の組合員関係諸会議について

2026 年度開催会議

会議名 開催日程(予定)	店長(大・中)	小型店店長	センター長
エリア会スタートの会 4 月	○	○	○
初夏の総代懇談会 4 月 30 日～5 月 11 日	◎	△	◎
第 14 回通常総代会 6 月 12 日	○	—	○
秋の感謝祭 10 月 1 日～11 月 20 日	○	—	○
春の総代懇談会 2027 年 2 月 19 日～3 月 14 日	◎	△	◎

※春・初夏の総代懇談会は、大・中型店店長、センター長は全員、事業所長以外の職員の参加は事業所長が指名

○事業所長 ◎事業所長および事業所職員 △一部事業所長(エリア部長が指名)

※総代の状況により、参加対象を変更する場合があります。

11. 組合員組織での個人情報の管理および利用について

組合員組織での適用

(1)生活協同組合ユーコープ(以下ユーコープ)が基本運営組織と判断する組合員組織および、組合員の自主的活動としてユーコープに登録する内容は管理対象範囲とします。一方、組合員の自主的活動として、任意に収集した個人情報はユーコープの管理の対象としません。

(2)前項の具体的な内容は、以下の通りとします。

- ①組合員活動を担当する部局の業務で利用するもの
業務使用とし、マニュアルで管理し、ユーコープが責任を負う
- ②組合員活動を担当する部局の業務と組合員(組合員活動委員、エリアコーディネーター、総代など)が利用するもの
マニュアル徹底で管理し、ユーコープが責任を負う
- ③組合員の自主的活動(店舗くらぶ、ユーコープふれんず、各種実行委員会、地域と連携した活動など)で、ユーコープに登録し利用するもの
マニュアル徹底で管理し、ユーコープが責任を負う

1.「個人情報」の取り扱いルールについて

お預かりしている個人情報は、組合員の暮らしと文化の向上を実現するために、なくてはならない情報です。商品や共済事業、カタログ事業、ハウジング、葬祭、福祉などユーコープが行なっている事業の案内や商品のお届け、請求、割戻し、共済のお支払いなどに活用しています。このお預かりした大切な財産を守ることは、組合員の財産を守るとともに、ユーコープへの信頼を守ることであります。

ユーコープでは、「個人情報保護法」を順守し、個人情報を漏えい^{※1}、滅失^{※2}または毀損^{※3}から守るために、ユーコープ全体で個人情報の取り扱いについて規程や要領を定めています。

2.「個人情報」って何？

「個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」、どこの誰なのかわかるような情報のことです。更に、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を特定できるものを含みます。

【個人情報の具体例】

氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、年齢、性別、年収、最終学歴、趣味、嗜好、家族構成、血液型、身長、体重、血圧、出生地、本籍地、購読雑誌、パスポート番号、クレジット番号、組合員番号、職員番号、金融機関の口座番号、印影、映像など

注文書や利用明細に氏名が表示されていれば、氏名だけでなく、注文書・利用明細の全体が個人情報

店内の防犯ビデオに写った映像も対象

加入資料を請求した方や脱退した方の個人情報も対象

組合員活動で預かった氏名・住所なども個人情報

規程・要領・マニュアルで定められた個人情報取り扱いルールの概要

個人情報をお預かりするときは・・・

- 利用目的を明確にし、その範囲で活用します。

個人情報を記入していただく場合は、その入力フォームや用紙(名簿の様式、申し込み用紙、申請書、伝票など)に利用目的を明記します。

個人情報の管理と運用

- 個人情報の管理責任者を決めます。
- 個人情報は外部に持ち出したり、見せたり、言ったり、渡しません。
事業所外に持ち出しません。
個人情報のある部屋に部外者を近づけないようにします。
委託先に個人情報を提供する場合は、契約書を結びユーコープと同じレベルで管理してもらいます。また、個人情報を渡した記録を残しユーコープ側で管理します。
- 個人情報を放置しません。
個人情報が載っている帳票などは、鍵をかけて保管します。
- 個人情報のコピーは極力しません。不要になった情報はすぐにシュレッダーにかけるか機密文書として処理を行います。

※なお、組合員の自主的活動組織が任意で取得した個人情報は、ユーコープの管理の対象ではありません。このため、ユーコープがこれを受け取ることは禁じるとともに、いかなる理由があっても、ユーコープの保有する個人情報を自主的活動組織に渡すことも禁じます。

※1:「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

- 例 1)個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合
- 例 2)個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合
- 例 3)システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合
- 例 4)個人データが記載または記録された書類・媒体等が盗難された場合
- 例 5)不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

※2:「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

- 例 1)個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合
- 例 2)個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合

※3:「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

- 例 1)個人データの内容が改ざんされた場合
- 例 2)暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- 例 3)ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

12. 職員のソーシャルメディアに関する基準

(目的)

第1条 この規程は、役職員・パート職員等(以下「職員」という)が、公私においてソーシャルメディアを利用するに当たり、それを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるようにするために必要な事項を定めたものである。

(適用)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、ツイッター、フェイスブック、電子掲示板、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、或いは相互に情報のやり取りする情報の伝達手段をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程はユーコープ(以下「コープ」という)で働くすべての役職員に適用する。

(基本原則)

第4条 職員はソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 職員として自覚と責任を持った発信を行う事。
- ② 法令及び就業規則に定める服務心得、機密情報保護に関する規程等を遵守すること。
- ③ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権に関して充分留意すること。
- ④ 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに充分留意すること。
- ⑤ 公序良俗に反する情報発信をしないよう充分留意すること。
- ⑥ 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- ⑦ 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに上長および情報管理責任者に報告すること。そして、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- ⑧ ソーシャルメディア上にコープの政策や方針について言及する場合は、コープの公式見解であるとの誤解を招かぬよう、個人的見解である旨を明確にすること。
- ⑨ 一度公開した情報は完全に削除できないことや、ソーシャルメディア上では匿名性が保障されるものではないことを理解した上で、自分が投稿する内容に責任を持ち、正確な情報を伝えること。
- ⑩ 発表前の経営結果、事業計画、営業機密やポータルサイトの情報など、業務上知り得た機密情報は洩らさないこと。
- ⑪ コープや取り扱っている商品について、外部からブランド侵害(登録商標の無断使用等)、疑義的・否定的・抽象的な投稿(マスメディア報道を受けての投稿等)を目にした場合は、上司に直ちに報告すること。

(私的利用の禁止)

第5条 職員は勤務時間中、ソーシャルメディアを私的に利用してはならない。

2. 職員は、コープの設備および機器(パソコン、スマートフォン、携帯電話等)を私的に利用してはならない。
3. コープは必要と認める場合、コープの機器等に蓄積されたデータ等について閲覧等のモニタリングを行うことができる。

(損害賠償)

第6条 職員がこの基準に違反した場合、これによりコープが被った全部または一部の被害を賠償しなければならない。

(制裁)

第7条 ソーシャルメディアの利用において、コープの信頼を損ねたり、コープのブランドを毀損した場合や、不適切な行動が発覚した場合は、就業規則に則り制裁の対象になることがある。

(機密情報保護規程との関係)

第8条 職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う場合、機密情報保護規程に定める項目を遵守しなければならない。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、代表理事専務が行う。

附則

この規程は 2015 年 9 月 21 日より施行する。

12-1. ソーシャルメディア利用に関する FAQ

ソーシャルメディア利用に関するFAQ(エリア版)19.1 版

エリアコーディネーターは、ソーシャルメディアで情報を発信する際にはその影響を十分理解し、別紙「職員のソーシャルメディア利用に関する基準」の基本原則第4条に準じて適切に利用してください。

判断に迷う場合は、上司にご相談ください。

ソーシャルメディア利用に関する FAQ

1. エリア企画やつどいについてのお知らせを個人のSNSで発信してよいですか。
 - 問題ありません。一人の組合員としてお知らせをしても、エリアコーディネーターとしてお知らせをしても大丈夫です。その際、固有名詞は正しく記載をしてください。
例)×事業連合ユーコープ ○ユーコープまたは生活協同組合ユーコープ
×おうちコープ ○おうちCO-OP
×とれたたとまとくん ○とれたとトマトくん
ハッシュタグや、検索ワードは入力を容易にするために「おうちコープ」の使用が可能です。
2. 告知の際、電話番号・メールアドレス・ホームページ URLなどを記載してよいですか。
 - ホームページや申込フォームのURLのみの記載をお勧めします。電話番号やメールアドレスを記載する場合は受信する部局の了承を得てください。
企画名と申し込み期間は明記してください。
3. エリアの企画の当日の様子を個人のSNSで報告してもよいですか。
 - 問題ありません。ただし画像や動画で第三者や著作物(当日作ったもの)を投稿する場合は本人から許諾を得てください。
4. 意見の分かれる政治に関わる内容を発信してもよいですか。
 - 過去のタイムラインやアカウントページでエリアコーディネーターであることの記載をしている場合(A)は注意が必要です。コープの政策や方針について言及する場合は、ユーコープの公式見解であるとの誤解を招かないよう、個人的見解である旨を明記してください。
なお、エリアコーディネーターである旨の記載がない場合は、ユーコープとして政治的な発信を制限することはありません。
Aの場合の例)ユーコープは「憲法改正についてまずは憲法の内容を知ろう」との立場で学習会を開催しています。個人的には憲法改正には反対です。

5. コメント欄に宅配や店舗に関してお申し出が入りました。どのように対応したらよいですか。

➤ 「不快な思いをさせたこと」についてお詫びし、問い合わせ内容に応じて組合員向けに公開している番号を案内します。

宅配に関するお問い合わせ おうち CO-OP サービスセンター 0120-581-111

店舗に関するお問い合わせ もしもしコープ 0120-473-002

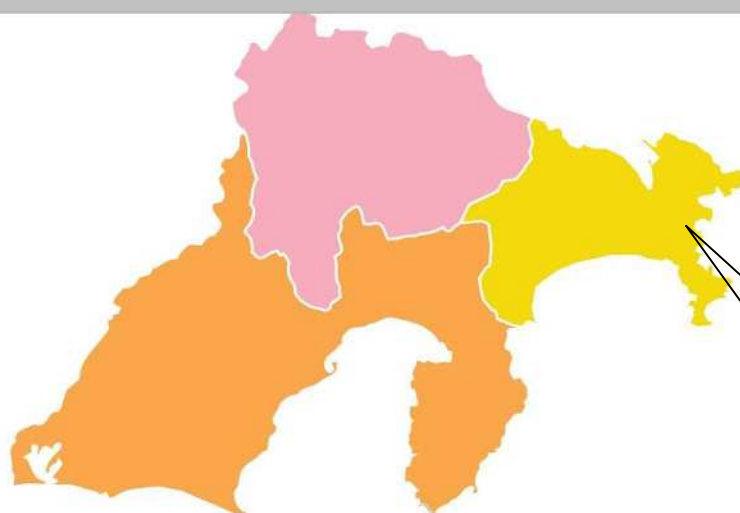
その他の問い合わせ先はHPでご確認ください。

<http://www.ucoop.or.jp/contact/>

以上

3 県の組合員活動

かながわ県本部



■かながわ県本部の役割■

県本部は主に以下の役割を担っています。

- ①組合員活動委員会を主催し、県内の組合員組織運営や組合員活動を推進し、ユーコープへの組合員の参加を広げる。
- ②行政・県生協連合会・県内諸団体の窓口機能を担い、地域の社会貢献活動を推進する。
- ③県本部業務を通じて寄せられた組合員の声を受けとめ、事業への反映をはかる。

かながわ県本部では、7地区16エリアに分かれ、エリアごとにさまざまな組合員活動や、行政・諸団体との協同の取り組みが進められています。

また、県レベルでは神奈川県生協連、JA・漁協との協同組合連絡協議会、市単位でつくられている生協運営協議会(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・大和市)といった生協・協同組合関係団体や、神奈川県ユニセフ協会、原爆被災者の会、県内各消費者団体、社会福祉協議会などとも連携し協同の取り組みを進めています。

お問い合わせ先:生活協同組合ユーコープ かながわ県本部

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-8 日石横浜ビル 23F

電話 045-305-6116 FAX 045-305-6210

(受付時間 土・日・祝を除く 10:00~17:00)

(1)組合員の参加について

①組合員3人以上の自主的な活動

ユーコープふれんず

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/ucopfriends/>



組合員が自分たちの好きなテーマで自主・自発的につながり、活動する場です。組合員3人以上でつくります(未組合員の参加も可能ですが、半数を超えないようにします。将来的にユーコープに加入していただけるようにしましょう)。

ユーコープからの支援内容

それぞれの活動の性格に応じた財政支援があります。いずれも登録が必要です

【メンバーだけで行う活動への支援】

以下の項目について年間30,000円(上限)を財政支援します。

- ①試食代は1回200円(税抜)×メンバー数を支援します。
(年間12回または20,000円(税込)どちらかに達するまで)
おうちCO-OPまたはユーコープ店舗で購入したもののみ
- ②会場費1回上限1,000円(税込)、年間10,000円(税込)まで支援します。(有料の会場を使用せざるを得ない場合)
- ③ユーコープの集会室(コミュニティルーム)を優先的に使用できます。

(活動のテーマ)
手芸、絵手紙、書道、
手話、コーラス、
体操、ダンス、子育て
など

【公開の社会的活動への支援】

下記2つの要件を満たし、かつ「公開の社会的活動」財政支援申請が認められた場合

【要件1】ユーコープが進める社会的なテーマに沿った活動であること

【要件2】メンバー以外も対象とした公開の活動であること

- ①試食代は、上記と同じ支援条件です。
- ②有料会場・施設を使用した場合の会場費
- ③講演を行う場合の講師の講師料と交通費
- ④メンバーの交通費
- ⑤通信費、コピー代、紙・文具

※この場合でも支援金は30,000円(税込)が上限です。

(活動のテーマ)
平和、ユニセフ支援
福祉、食育、LPA
商品 など

②組合員の学びあい・つたえあい制度

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/kouza/kanagawa/>

学びあい・つたえあい

それぞれの「知っていること、知りたいこと」を、組合員同士気軽に「学びあい・つたえあい」ことを通じて、楽しみながら暮らしをより豊かでうるおいのあるものにするための制度です。

多彩なキャリアを持つ組合員がさまざまなジャンルのテーマに講師登録して活動しています。やってみたかったこと、知っておきたかったこと、気になっていたこと、きっとこの講座の中から見つかるはず。気の合う仲間と一緒に学んでみましょう！



講師料と費用の支払い

- a. 定額 1回 5,000 円(税込)
- b. 講師料は主催者が参加者個人から参加費を徴収して講師に支払います(講師交通費は主催者が負担することも可)。参加者個人の参加費については受益者負担の原則に照らしながら、主催者がその額を決めます。
- c. 材料費・資料代、その他の費用は受益者の自己負担(参加費)となります。

③その他県の特徴的な活動

子育て支援

地域の中にもっと子どもの笑顔が増えるよう、楽しみながら安心して子育てができるよう、子育てを応援します。



【子育てひろば】 https://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/fukushi/report_28058.html

子育て中の親子が一緒に参加し、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、自由に過ごすことのできる場として、定期的に開催しています。

初めてでも大丈夫！子育てひろばスタッフがお待ちしております。

*0歳～未就学児とその保護者、プレママ・プレパパが対象です。組合員でなくても参加できます。

*参加は原則無料。飲み物やお子さんに必要なものは各自お持ちください。

*事前の予約は不要です。開催時間内は出入り自由、好きな時間にお越しください。

*一時保育ではありませんので、お子さんだけの参加はご遠慮願います。

平和活動

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/heiwa/index.html>

【取り組むのは、なぜ？】

生協は、戦前にも各地で活動をしていましたが、第二次大戦時に、経済統制下で事業自体が成り立たなくなったことや、爆撃による施設の被害が拡大したことにより壊滅的な状況に追い込まれました。

戦後の再出発にあたり、戦争への反省と平和への強い願いが生協のくらしを守る活動の基盤となっています。

大切に作る平和活動の柱

※核兵器をなくそう

※平和憲法を守ろう

※子どもの健やかな成長のために戦争や紛争

・貧困・飢餓のない世界をつくろう

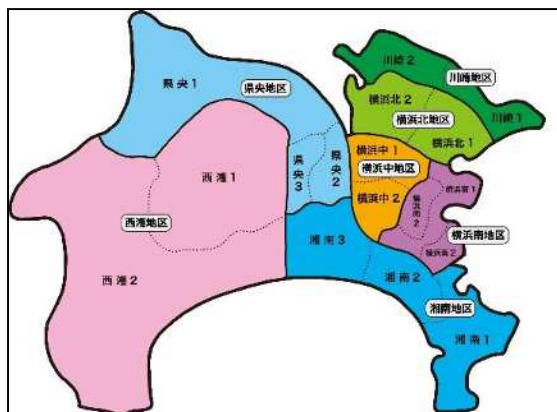


(2)エリア会活動について

①エリアについて

神奈川県内を 16 のエリアに分けて、組合員活動を推進しています。

- 【川崎1】 川崎区、幸区・中原区
- 【川崎2】 高津区・宮前区、多摩区、麻生区
- 【横浜北1】 鶴見区、港北区、神奈川区
- 【横浜北2】 緑区、青葉区、都筑区
- 【横浜中1】 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区
- 【横浜中2】 泉区、戸塚区
- 【横浜南1】 磯子区、栄区、西区・中区
- 【横浜南2】 南区、港南区、金沢区
- 【県央1】 相模原市南区、相模原市中央区、相模原市緑区
- 【県央2】 大和市、綾瀬市
- 【県央3】 海老名市、座間市
- 【湘南1】 横須賀市、三浦市
- 【湘南2】 鎌倉市、逗子市・葉山町
- 【湘南3】 藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町
- 【西湘1】 厚木市・愛甲郡、伊勢原市、秦野市
- 【西湘2】 平塚市、中郡、小田原足柄



②エリアコーディネーターについて

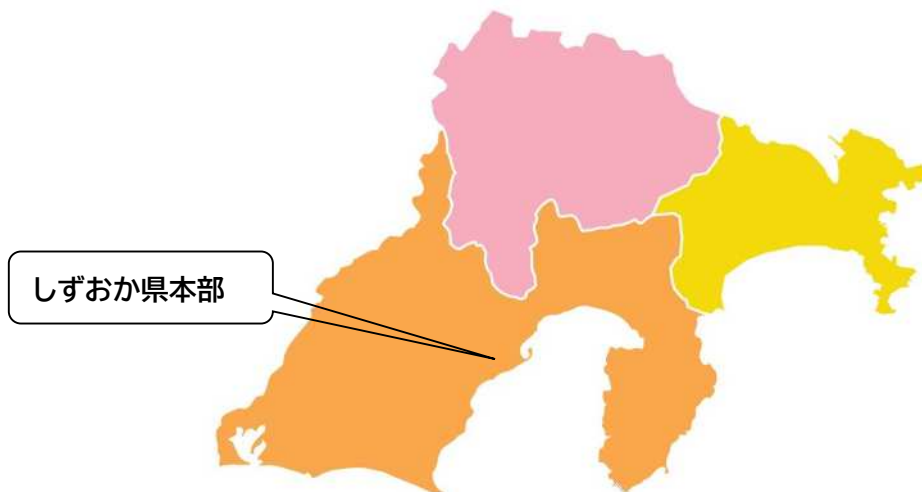
エリアで、さまざまなつどいの開催や、行政・諸団体とのつながりを通じて参加とネットワークづくりを進めるのがエリアコーディネーターです。ユーコープと委嘱契約(任期は1期1年)を結び活動します。

エリアコーディネーターの役割

- ユーコープの方針にもとづく活動を具体化する。
- エリア内の自発的な活動や多彩な活動の促進を図る。
- ユーコープふれんず、組合員個人、未加入者なども対象にして、さまざまなつどいの場をエリアコーディネーターが中心となり企画・運営する。
- エリアの組合員への情報発信や組合員の声をユーコープに届ける。
- 総代選出を推進する。
- 地域諸団体、行政とのネットワーク、地域の活動とユーコープの活動をつなげる。
- エリア会の活動の推進について毎月エリアコーディネーター会議を開催する。

3 県の組合員活動

しずおか県本部



■しずおか県本部の役割■

県本部は主に以下の役割を担っています。

- ①組合員活動委員会を主催し、県内の組合員組織運営や組合員活動を推進し、ユーコープへの組合員の参加を広げる。
- ②行政・県生協連合会・県内諸団体の窓口機能を担い、地域の社会貢献活動を推進する。
- ③県本部業務を通じて寄せられた組合員の声を受けとめ、事業への反映をはかる。

しずおか県本部では3地区 9 エリアに分かれ、エリア企画を中心に組合員の声を聴き、暮らしを良く知り、多くの組合員から共感が得られるような組合員活動を進めています。また、商品を中心として事業と活動が一体となった取り組みを推進しています。

さらに、静岡県生活協同組合連合会、農協・漁協・森林組合などとの静岡県協同組合間提携推進協議会、静岡県労働者福祉協議会をはじめとした諸団体との連携のほか、行政や消費者問題ネットワークしずおか、県内各諸団体と協同の取り組みを進め県内における地域社会貢献を目指しています。

お問い合わせ先:生活協同組合ユーコープ しずおか県本部

〒422-8022 静岡市駿河区恩田原 114

電話 054-204-2300 FAX 054-204-2353

(受付時間 土・日・祝を除く 9:30~17:00)

(1)組合員の参加について

①組合員 3 人以上の自主的な活動

ユーコープふれんず

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/ucoopfriends/>

ユーコープを通じて、くらしをより豊かにするために、一人ひとりの思いや願いを持ち寄りみんなで形にしていく場です。

組合員 3 人以上で登録し未加入者も参加し(組合員がメンバーの半数以上)、料理・手芸・子育てなどをテーマにくらしを楽しむ活動や、平和・環境・福祉など社会的なテーマに基づく活動を行っています。



【ユーコープからの支援内容】

- ・ユーコープの集会室を無料で使用することができます。
- ・登録したメンバーは組合員活動傷害事故・見舞金制度の対象となります。
- 「ユーコープふれんず」に登録すると以下の制度を活用することができます。

【財政補助制度】以下の①と②の合計で 30,000 円(税込)を上限に補助します。

①メンバーだけでおこなう活動には、会場費(有料施設利用費用について 1 回 1,000 円(税込)を上限に年間 10,000 円(税込))と商品の試食品代補助(1 人 1 回 200 円(税込)上限/年間 12 回まで/年間 20,000 円(税込)上限)を支援します。

②広く参加者を募集するオープンイベントには、会場費、講師費用、商品の試食代、メンバーの交通費、消耗品費、コピー代、通信費、メンバーの一時保育費用を支援します。

※メンバーのみでおこなう「平和・子育て・福祉・環境などの社会的な活動」やチーム主催の催し物などに参加される方への「交通費」は補助できません。

※ユーコープふれんず財政補助制度を受けるチームは「おしゃべりひろば」の制度は利用できません。

②組合員の学びあい・つたえあい

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/kouza/shizuoka/>

学びあい・つたえあい

組合員が持つ多彩なキャリアを生かして、組合員どうしがお互いに「知っていること、知りたいこと」を、気軽に「学びあい・伝えあう」ことで、楽しみながら豊かなくらしやつながりを広める一助となるための制度です。



開催を希望する場合は1カ月前までに、しずおか県本部へ連絡します。

【多彩なコース・メニュー】

コース	メニュー
つくる・たべる	和洋中さまざまな料理、親子料理教室、お茶の入れ方など
くらしのヒント	マネー講座、語学講座、親子で楽しめる座学など
楽しむ	アクセサリー、手芸、フラワーアレンジなど
スポーツ	ヨガ、ピラティス、ストレッチ、ベビーマッサージなど

③その他県の特徴的な活動

平和活動

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/heiwa/index.html>

核兵器廃絶の取り組みとして、広島県または長崎県を訪ねる「平和の旅」は、参加者全員で事前交流会と振り返りの会の開催、「原水爆禁止平和行進」「9.23 焼津行動」「3.1 ビキニデー」へ参画、ピースアクション in しずおか企画として、県内の平和史料を参考にまとめた紙芝居を作成し、おうちCO-OP利用の放課後児童クラブへ活用の提案をしています。このほか、平和を学び、組合員どうしの交流を目的に地域実行委員会形式による「平和のつどい」開催を呼びかけています。これらの活動は「平和の募金」を活用して実施しています。



子育て活動

https://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/fukushi/report_28061.html

行政や諸団体(NPO団体)などと連携したネットワークづくりを通じて、多様な関心に応え、地域のコミュニケーションに貢献します。

【ふれあい♪子育てひろば】

買い物ついでに、安心して気軽に立ち寄れる「ふれあい♪子育てひろば」を開催しています。

現在、桜つつみ店、ミオクチーナ富士中央店、ミオクチーナ下野東店、の3店舗で月1回2時間を基本に開催。使わなくなった子育て用品の交換市を通じて参加者どうしのコミュニケーションも広がっています。



募金活動

年末には「赤い羽根共同募金」を、3月には「難病支援募金」に取り組んでいます。

2010年から「赤い羽根共同募金」に賛同し、静岡県内でユーコープご利用の組合員の皆さんへ毎年12月に「赤い羽根共同募金」を呼びかけています。これまでの「書き損じハガキ・未使用切手寄付活動」と「赤い羽根共同募金」を通じた取り組みに対して、厚生労働大臣から感謝状をいただき、2025年に知事褒章を受けました。



灯油の利用

静岡県内13の灯油業者と連携し、灯油の配達サービスを行っています。共同購入(月2回指定曜日、1回の配達につきポリタンク3個・18ℓ3個以上お届け)と個別配達(灯油業者と相談しながら配達するサービス)を選択できます。1階でお渡し(軒先渡し)です。

※個別配達は個配手数料がかかります。

期間は毎年11月～翌年3月末日までです(灯油の利用は配達業者のあっせんです。代金の支払いは現金のみです)。



虹のまつり

https://www.ucoop.or.jp/hiroba/other_activities/shizuoka/

地域の中で生協をお知らせし、組合員とその家族をはじめ地域の方々と楽しくふれ合う場です。地域や事業所を単位に実行委員会形式で開催しています。事業所を単位に開催する場合、実行委員会は事業所長(店長、センター長)と打ち合わせをしながら開催します。



【ユーコープからの支援内容】

しずおか県本部の経費より、30,000円(税込)を補助します。

【手続きの流れ】

①事業所開催の場合は事業所長と相談し、しずおか県本部へご連絡ください。

地域開催の場合は、直接、しずおか県本部へご連絡ください。

②「虹のまつり開催のしおり」を参照し、必要書類を提出してください。

(2) エリア会活動について

① エリアについて

静岡県内を組合員活動の範囲として9つに分け「エリア」と呼びます。

【東部 1】熱海市、伊豆市、伊東市、下田市、賀茂郡全域

【東部 2】御殿場市、裾野市、沼津市、三島市、駿東郡全域、田方郡函南町、伊豆の国市

【東部 3】富士市、富士宮市

【中部 1】静岡市

【中部 2】藤枝市、焼津市、静岡市の一部(水道店周辺)

【中部 3】島田市、牧之原市、掛川市、菊川市、御前崎市、榛原郡全域

【西部 1】磐田市、袋井市、周智郡森町

【西部 2】浜松市(中央区・浜名区・天竜区)

【西部 3】浜松市(中央区)、湖西市

② エリアコーディネーターについて

エリア会の活動を推進する要となるのがエリアコーディネーターです。各エリア 4 名を目安に選出します。ユーコープと委嘱契約(任期は 1 期 1 年)を結び活動します。

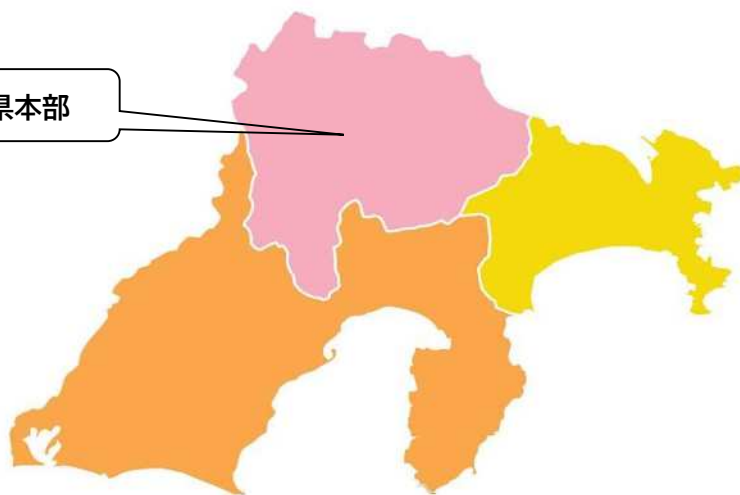
エリアコーディネーターの役割

- ユーコープの方針にもとづく活動を具体化する。
- エリア内の自発的な活動や多彩な活動の促進を図る。
- ユーコープふれんず、組合員個人、未加入者なども対象にして、さまざまなつどいの場をエリアコーディネーターが中心となり企画・運営する。
- エリアの組合員への情報発信や組合員の声をユーコープに届ける。
- 総代選出を推進する。
- 地域諸団体、行政とのネットワーク、地域の活動とユーコープの活動をつなげる。
- エリア会の活動の推進について毎月エリアコーディネーター会議を開催する。

3 県の組合員活動

やまなし県本部

やまなし県本部



■やまなし県本部の役割■

県本部は主に以下の役割を担っています。

- ①組合員活動委員会を主催し、県内の組合員組織運営や組合員活動を推進し、ユーコープへの組合員の参加を広げる。
- ②行政・県生協連合会・県内諸団体の窓口機能を担い、地域の社会貢献活動を推進する。
- ③県本部業務を通じて寄せられた組合員の声を受けとめ、事業への反映をはかる。

やまなし県本部では、郡内・国中両エリアでエリアコーディネーターを中心に、商品を軸に事業と組合員をつなぐ場づくりを進めています。また組合員活動委員会や、やまなし県本部では県内全域を対象とした多様な企画を推進しています。

また、「山梨県生活協同組合連合会」、「山梨県消費者団体連絡協議会」、「適格消費者団体NPO法人 やまなし消費者支援ネット」をはじめとする諸団体との連携のほか、県内他団体からの期待に応えた食育活動や、協同の取り組みを通して県内における地域社会貢献を目指しています。

お問い合わせ先：生活協同組合ユーコープ やまなし県本部

〒400-0834 山梨県甲府市落合町 59-2

電話 055-243-2440 FAX 055-241-0597

(受付時間 土・日・祝日を除く 9:30~17:00)

(1)組合員の参加について

① 組合員3人以上の自主的な活動

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/ucoopfriends/>

ユーコープふれんず

メンバー企画を中心に活動

メンバー企画



《例》メンバー内での商品や子育ての情報交換や商品試食 など

◆メンバー企画ってなあに？

メンバーの自宅などでコープ商品を試食しながら、こんな商品がおいしかった、こんな使い方がある…などの情報交換や、子育てやくらしの中でのことについて話し合ったり、メンバーでやってみたいことなど、楽しく自主的に取り組む活動です。

◆登録や活動するにあたって

- *コープ商品を中心とした試食や食べ比べなどを行い、コープの商品を知っていただく機会になるようお願いしています。
- *組合員同士の相互支援として保育サポーターや学びあい・つたえあいサポーターを活用できます。

◆ユーコープからの支援制度もあります。(6ページ参照)

【支援の基本的な考え方】

- *組合員活動にかかる費用は自己負担や参加者負担を基本としています。
- *その活動を通して、組合員相互の学習・交流・情報交換などが行われるように、ユーコープではその費用の一部を補助・支援しています。
- *事業によって生み出される支援制度です。ルールに基づいて有効活用するようお願いしています。
- *みらす mio で広く参加を呼びかける企画をする場合 1 企画上限 30,000 円(税込)の支援制度もあります。

② 組合員の学びあい・つたえあい制度

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/kouza/yamanashi/>

学びあい・つたえあい

「学びあい・つたえあいサポーター」として講師登録

◆どんな種類のサポーターがいるの？

《例》料理教室やお菓子作り、書道、ヨガ、多肉植物・箱庭作り、タロット占い など他にも登録されています。

◆どんなふうに活動しているの？

- *ユーコープの組合員同士の気楽な学びあい・伝えあいの制度です。
- *地域・他団体からユーコープに要請があった場合、食育などの講師対応も行っています。



お料理教室の講師として活動している企画の様子

◆登録や活動するにあたっては？

- *特に資格などは必要ありません。登録時の研修もありません。組合員であればどなたでも登録できます。
- *他団体の活動をされている場合は、その活動と混同しないように登録時にご説明しています。

③その他県の特徴的な活動

<https://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/heiwa/index.html>

平和活動

核兵器廃絶の取り組みとして「ヒロシマスタディツアー」「原水爆禁止平和行進」「3.1ビキニデー」などへの参加を組合員に呼びかけています。また、ユーコープふれんずにも平和をテーマに活動されている組合員がおり、県内のそれぞれの地域で平和関連の施設見学や平和をテーマにしたつどいが開催されています。組合員の多彩な声に基づく活動を支援する「平和の募金」を組合員向けに実施しています。



2025年8月5日～7日

保育サポーター

https://www.ucoop.or.jp/hiroba/other_activities/yamanashi/

*組合員活動やさまざまな企画の場に、小さいお子さんを持つ方も参加しやすいよう、組合員相互のたすけあいとして一時保育を担当するサポーターです。

◆主な活動内容は？

- *さまざまな組合員イベントや組合員会議で参加者の一時保育をします。
- *そのほか行政や他団体との共同企画で参加者の一時保育をします。
- *保育サポーターへは1時間あたり800円+交通費をお渡しします。
- *保育対応ありのイベントや会議では、利用する親御さんは無料で保育を利用できます。

(2)エリア活動について

①エリアについて

◆山梨県内には2つのエリアがあります。

【郡内】大月市・富士吉田市・都留市・上野原市・
富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・
鳴沢村・道志村・小菅村・丹波山村

【国中】甲府市・笛吹市・山梨市・甲州市・
北杜市・韮崎市・甲斐市・昭和町・中央市・
南アルプス市・市川三郷町・富士川町・
早川町・身延町・南部町



②エリアコーディネーターについて

エリア会の活動を推進する要となるのがエリアコーディネーターです。両エリア 3 名を選出します。ユーコープと委嘱契約(任期は 1 期 1 年)を結び活動します。

エリアコーディネーターの役割

- ユーコープの方針にもとづく活動を具体化する。
- エリア内の自発的な活動や多彩な活動の促進を図る。
- ユーコープふれんず、組合員個人、未加入者なども対象にして、さまざまなつどいの場をエリアコーディネーターが中心となり企画・運営する。
- エリアの組合員への情報発信や組合員の声をユーコープに届ける。
- 総代選出を推進する。
- 地域諸団体、行政とのネットワーク、地域の活動とユーコープの活動をつなげる。
- エリア会の活動の推進について毎月エリアコーディネーター会議を開催する。

